

令和 8 年度

工事番号 第 29 号

みなくる館高圧気中開閉器等更新工事

特記仕様書

施工場所 おいらせ町 下前田 地内

おいらせ町

みなくる館高圧気中開閉器等更新工事 特記仕様書

1 件名

みなくる館高圧気中開閉器等更新工事

2 施工場所

青森県上北郡おいらせ町下前田145-1 みなくる館敷地内

3 工期

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 施工概要

- (1) みなくる館構内配電線路の改修 一式
- (2) 構内第一A種接地抵抗値の改修 一式
- (3) 屋内キュービクルB種接地抵抗値の改修 一式
- (4) キュービクル変電設備電圧計・電流切替器の修繕 一式
- (5) アスベスト処理 一式

5 一般共通事項

- (1) 本工事は、本仕様書によるほか、国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）及び関係諸規程に基づき実施すること。
- (2) 本仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、発注者との協議または指示のもと実施すること。
- (3) 本仕様書に明記のない事項であっても、施工上当然処置すべき事項は本工事の範囲内として実施すること。これにあたらぬ場合については、双方協議の上実施するものとする。
- (4) 着手に先立ち、発注者と打合せ及び協議を行い、工程表を監督員に提出し、承認を受けなければならない。
- (5) 施設に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一損傷等を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、受注者の負担において処置すること。
- (6) 着手前に付近の状況を確認し、騒音、振動、塵埃の発生、汚水汚染等に万全の対策を講じること。
- (7) 工事に伴って生じる産業廃棄物は、関係法令に従って適切に処理すること。
- (8) 関係諸官庁及び電力事業者等への必要な届け出、手続き等は受注者がこれを代行すること。
- (9) 取替作業にあたって、一時的に館内の電気供給を停止する必要がある場合には、

関係者に連絡するとともに、発注者と連絡を取り合い、施設の利用状況を確認した上で、施設の利用に影響がない日を選定すること。

参考：月曜日休館（月曜日が祝日の場合は、翌日）

- (10) すべての作業完了後、各検査記録、試運転記録及び業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、完了後の施工内容を確認できるものを1部提出すること。

6 特記事項

(1) 参考資料

参考寸法 別添1「配置図」参照

単線図等 別添2「自家用電気使用区域図」参照

別添3「単線結線図」参照

(2) 関係者の立会及び竣工試験

施工に際しては、当該自家用電気工作物の保安業務を請け負う事業者の立会を受けるものとし、その立会費用を含めた見積りとする。

(3) 保安業務委託者

一般財団法人東北電気保安協会 青森事業本部

(青森県青森市浜館二丁目13番1号)